

平成25年1月24日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第10160号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 平成24年10月22日

判 決

当事者 別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 別紙認容額一覧表の被告欄記載の被告らは、同表の原告欄記載の原告らに對し、連帶して同表の認容額欄記載の金員及びこれに対する平成23年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用の負担は、次のとおりとする。
 - (1) 原告番号46の原告と被告杉浦との間に生じたものは同原告の負担とし、原告番号10, 11, 15, 24, 32, 43, 47, 49の原告らと被告杉浦との間に生じたものはこれを5分し、その1を同原告らの負担とし、その余を被告杉浦の負担とする。
 - (2) 原告番号2, 3, 7, 14, 18, 22, 27の原告らと被告宮本との間に生じたものは同原告らの負担とし、その余の原告らと被告宮本との間に生じたものはこれを5分し、その1を同原告らの負担とし、その余を被告宮本の負担とする。
 - (3) 原告らと被告ハヤシファンド、被告トップゲイン、被告林及び被告黒木との間で生じたものはこれを5分し、その1を原告らの負担とし、その余を同被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙請求額一覧表の被告欄記載の被告らは、同表の原告欄記載の原告らに対

し、連帶して同表の請求額中の合計額欄記載の金員及びこれに対する平成23年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告らは、被告ハヤシファンド又は同トップゲインとの間で、同被告らを営業者、原告らを匿名組合員とする匿名組合契約を締結した。

原告らは、上記被告らの従業員や代表取締役が匿名組合契約における出資金の運用方法について虚偽の事実を告げるなどして契約締結を勧誘し、原告らに契約を締結させたなどと主張して、被告ハヤシファンド及び同トップゲインに対しては不法行為又は会社法350条に基づく損害賠償として、被告ハヤシファンドの代表取締役であった被告林に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償として、被告トップゲインの代表取締役等であった被告杉浦、同宮本及び同黒木に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償として、連帶して別紙請求額一覧表の請求額中の合計額欄記載の金員及びこれに対する平成23年4月15日（最も遅い訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 前提となる事実（当事者間に争いがないか、又は弁論の全趣旨によって認定することができる。）

(1) 当事者

ア 被告ハヤシファンドは、名称の一部に「エンジェル」又は「ハヤシ」が含まれる匿名組合契約（以下、それぞれ同種の契約をまとめて「エンジェルファンド」、「ハヤシファンド」という。）の営業者であり、被告トップゲインは、名称の一部に「トップ」が含まれる匿名組合契約（以下、同種の契約をまとめて「トップファンド」という。）の営業者である（以下、これらの匿名組合契約をまとめて「本件匿名組合契約」ということがある。）。

イ 原告らは、本件匿名組合契約の匿名組合員である。

ウ 被告林は、被告ハヤシファンドが設立された平成18年2月20日から平成22年10月28日まで、同被告の取締役（同年4月4日以降は代表取締役）であり、同年11月1日まで、同被告の発行済み株式をすべて有する株主であった。

また、被告林は、平成21年2月か3月頃、被告杉浦から被告トップゲインの発行済み株式のすべてを取得し、平成22年11月1日まで保有していた。

エ 被告杉浦は、平成16年4月21日から平成21年7月21日まで、被告トップゲインの代表取締役であった。

オ 被告宮本は、平成20年3月から平成21年4月12日まで、被告ハヤシファンドの従業員であり、同月13日から平成22年4月16日まで、被告トップゲインの取締役（平成21年7月21日以降は代表取締役）であった。

カ 被告黒木は、平成19年10月1日から平成22年7月28日まで、被告トップゲインの取締役であった。

(2) 本件匿名組合契約の営業等

ア 被告ハヤシファンドは、平成18年2月20日の設立後、エンジェルファンド及びハヤシファンドの募集及び営業を開始した。

同被告は、平成21年5月以降、上記各ファンドの匿名組合員への窓口対応や契約締結希望者への資料送付などの業務を被告トップゲインに委託していた。

イ 被告トップゲインは、平成21年2月25日頃以降、トップファンドの募集及び営業を開始した。

同被告は、トップファンドの匿名組合員への窓口対応や契約締結希望者への資料送付などの業務を行っていたものの、同ファンドの出資金の運用業務は被告ハヤシファンドに委託していた。

ウ 被告ハヤシファンド及び同トップゲインの従業員らは、本件匿名組合契約締結の勧誘に当たり、原告らに対し、本件匿名組合契約の出資金の運用方法として「ファンド・オブ・ファンズ」という方法を採用しており、匿名組合員の出資金を他の投資会社に分散投資して利益を発生させ、同利益を匿名組合員に配当すると説明していた。

エ 本件匿名組合の出資金は、主に、志波■、飯島■及び株式会社アセットプライムファーチャーズ（以下、併せて「志波ら」という。）に対する無担保の貸付けに充てられた。

(3) 原告らの出資

原告ら（ただし、原告■を除く。）は、被告ハヤシファンド又は同トップゲインに対し、別紙出入金一覧表の出入金名目欄記載の匿名組合契約を締結し、年月日欄記載の頃に、入金（支払）額欄記載の金員を支払った（乙 A 6 0 から 1 0 4 まで、1 0 6 から 1 0 8 まで、弁論の全趣旨）。

(4) 被告ハヤシファンド及び同トップゲインによる配当又は償還

被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、原告らに対し、別紙出入金一覧表の年月日欄記載の頃に、返金額欄記載の金員を配当金又は償還金として支払った。

3 原告の主張

(1) 本件匿名組合契約締結の経緯

被告ハヤシファンドと同トップゲインは、共同して本件匿名組合契約の勧誘及び営業を行っていたところ、同被告らの従業員は、本件匿名組合契約締結の勧誘の際、原告らに対し、本件匿名組合契約の出資金を主に貸付けによって運用することが予定されていたにもかかわらず、「ファンド・オブ・ファンズ」によって運用するとの虚偽の説明をしたほか、本件匿名組合契約締結のリスクを十分に説明しなかった。

上記事項は、いずれも原告らが本件匿名組合契約を締結するかどうかを判

断するに当たって重要な事項であり、原告らがこれらの事情について真実の説明や十分な説明を受けていれば、本件匿名組合契約を締結しなかったところ、原告らは、上記被告らの従業員による虚偽ないし不十分な説明によって、本件匿名組合契約を締結すれば高額の配当を安定的に受けることができる誤信し、別紙出入金一覧表の出入金名目欄記載の匿名組合契約を締結し、年月日欄記載の日に、入金（支払）額欄記載の金員を、それぞれ被告ハヤシファンド又は同トップゲインに支払った。

(2) 被告ハヤシファンド及び同トップゲインの責任

被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、共同して（ただし、平成21年4月までのエンジェルファンド及びハヤシファンドは被告ハヤシファンドが単独で）、原告らに対し、虚偽ないし不十分な説明によって本件匿名組合契約の締結を勧誘し、原告らを誤信させて本件匿名組合契約を締結させたものであるから、被告ハヤシファンドは原告らに対し、被告トップゲインは本件匿名組合契約（トップファンド）を締結した原告ら及び平成21年5月以降に本件匿名組合契約（エンジェルファンド又はハヤシファンド）を締結した原告らに対し、共同不法行為又は会社法350条に基づく損害賠償義務を負う。

(3) 被告林の責任

被告林は、被告ハヤシファンド及び同トップゲインの取締役ないし100%株主として、同被告らに上記不法行為を実行させたから、原告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

また、被告林は、被告ハヤシファンドの取締役又は被告トップゲインの事実上の取締役として、同被告らの違法行為を阻止する義務があったのに、これを怠ったから、原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

(4) 被告杉浦の責任

被告杉浦は、平成21年5月頃から同年7月21日まで、被告トップゲインの代表取締役として、同被告に上記不法行為を行わせたから、上記期間中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

また、被告杉浦は、被告トップゲインの代表取締役として、同被告の違法行為を阻止する義務があったのに、これを怠ったから、上記期間中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

(5) 被告宮本の責任

被告宮本は、被告ハヤシファンドにおける本件匿名組合契約の勧誘に関する業務を統括する立場にある幹部従業員又は被告トップゲインの取締役として、被告ハヤシファンド又は同トップゲインとともに、上記違法な勧誘を行ったから、原告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

また、被告宮本は、平成21年4月13日から平成22年4月16日まで、被告トップゲインの取締役として、同被告の違法行為を阻止する義務があつたのに、これを怠ったから、上記期間中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

(6) 被告黒木の責任

被告黒木は、平成19年10月1日から平成22年7月28日まで、被告トップゲインの取締役として、同被告とともに、上記違法な勧説を自ら行い、又はこれを部下に指示して行わせたから、上記期間中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

また、被告黒木は、被告トップゲインの取締役として、同被告の違法行為を阻止する義務があつたのに、これを怠ったから、上記期間中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

(7) 損害額

原告らは、被告らの行為により、本件匿名組合契約を締結させられ、出資金相当額の損害を被った。その額は、別紙請求額一覧表の請求額中の実損額欄記載のとおりである。また、本件訴訟の弁護士費用は、別紙請求額一覧表の請求額中の弁護士費用欄記載の額が相当である。

したがって、原告らの被った損害の額は、別紙請求額一覧表の請求額中の合計額欄記載のとおりとなる。

なお、原告らは、被告ハヤシファンド又は同トップゲインから、本件匿名組合契約の配当金又は償還金の名目で金員の返金を受けた（前提となる事実(4)）が、同被告らの行為は、反倫理的行為に該当する不法行為であるから、原告らが返金を受けたことによって得た利益は、いずれも同被告らによる不法原因給付によって生じたものであって、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象にはならないというべきである。

4 被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林の主張

(1) 本件匿名組合契約締結の経緯について

出資金を貸付けによって運用することも「ファンド・オブ・ファンズ」に含まれるから、被告ハヤシファンド及び同トップゲインの従業員が出資金を「ファンド・オブ・ファンズ」によって運用すると告げたことは、虚偽の説明とはいえない。仮に、「ファンド・オブ・ファンズ」に貸付けが含まれないとしても、上記説明は、「ファンド・オブ・ファンズ」に貸付けが含まれるとの誤解に基づくものであって、意図的に虚偽の事実を告げたわけではないし、「ファンド・オブ・ファンズ」が貸付けによる運用のことであると説明していたとしても、原告らが本件匿名組合を締結しなかったとは限らない。

また、被告ハヤシファンド及び同トップゲインの従業員は、投資実績やリスクの説明を適切に行っていた。

(2) 被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林の責任について

3(2)及び(3)は争う。

(3) 損害について

被告ハヤシファンド及び同トップゲインがそれぞれ原告らに支払った額（前提となる事実(4)）は、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象とすべきである。

5 被告杉浦の主張

(1) 本件匿名組合契約締結の経緯について

3(1)の事実は知らない。

原告[]については、被告杉浦の取締役在任中にトップファンドに出資した事実を否認する。

(2) 被告杉浦の責任について

被告杉浦は、被告トップゲインに違法行為を行わせていないから、不法行為責任を負わない。

また、被告杉浦は、被告トップゲインの株式をすべて保有していたが、平成21年2月25日、これを被告林に譲渡し、その際、同被告との間で、同日以降、株式譲渡に伴う被告トップゲインの体制の変更手続に協力することだけを被告杉浦の職務とするとの合意をした。そのため、同日以降は、被告林が被告トップゲインの経営をすべて行っており、被告杉浦は、被告トップゲインの具体的な業務には一切関与していない。そうすると、同日以降、被告トップゲインの役員の地位も有しない被告林が被告杉浦の全く関与しないところで被告トップゲインの名称を利用して本件匿名組合契約の勧誘、営業等を行っていたとしても、被告杉浦の職務とは全く関係がないから、被告杉浦には職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとはいえない。したがって、被告杉浦は、会社法429条1項の責任を負わない。

(3) 損害について

4(3)と同じ。

6 被告宮本の主張

(1) 本件匿名組合契約締結の経緯について

3(1)の事実は知らない。

(2) 被告宮本の責任について

被告宮本は、平成20年3月から被告ハヤシファンドの従業員であったが、本件匿名組合契約締結の勧誘業務は行っておらず、その内容や出資金の運用方法等は知らなかっただし、本件匿名組合契約締結の勧説は適法にされていると信じていた。したがって、被告宮本は不法行為責任を負わない。

また、被告宮本は、平成21年4月13日から被告トップゲインの取締役となり、同年7月21日から代表取締役となつたが、被告トップゲインの經營は、同被告の唯一の株主である被告林が行つており、被告宮本は名目的な取締役及び代表取締役にすぎなかつた。そのため、被告宮本は、被告トップゲインの違法行為を知り、これを監視し、阻止することができる状況ではなかつた。したがつて、被告宮本には職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたとはいえないから、会社法429条1項に基づく責任を負わない。

(3) 損害について

4(3)と同じ。

7 被告黒木の主張

(1) 本件匿名組合契約締結の経緯について

3(1)の事実は知らない。

(2) 被告黒木の責任について

被告黒木は、本件匿名組合契約締結の勧説業務は行っておらず、その内容や出資金の運用方法等は知らなかつたし、本件匿名組合契約締結の勧説は適法にされていると信じていた。したがつて、被告黒木は不法行為責任を負わない。

また、被告黒木は、被告杉浦から被告林への株式譲渡に伴う被告トップゲ

インの体制変更に必要な手続に協力することだけを職務とする非常勤取締役にすぎなかつたから、被告黒木が被告トップゲインの違法行為を知り、これを監視し、阻止することができる状況ではなかつた。したがつて、被告黒木には職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたとはいえないから、会社法429条1項に基づく責任を負わぬ。

(3) 損害について

4(3)と同じ。

第3 当裁判所の判断

1 被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林に対する請求について

(1) 認定事実

前提となる事実、証拠（甲1，2，4，8から13まで、15から19まで、25，26、乙A2，5，6，105、乙E1，4，5，10，11、被告林本人、被告宮本人、被告杉浦本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告林は、平成18年2月20日、被告ハヤシファンド（当時の商号は、株式会社エンジェル・コムであった。）を設立し、同被告の代表取締役となつた。同被告の株主は、平成22年11月1日まで、被告林のみであつた。

イ 被告ハヤシファンドは、上記設立後、エンジェルファンド及びハヤシファンドの募集、勧誘及び各ファンドの出資金の運用を開始した。

ウ 被告トップゲインは、被告林が被告杉浦から被告トップゲインの株式をすべて譲り受けた平成21年2月か3月頃以降、トップファンドの募集、勧誘を開始し、同年4月1日、被告ハヤシファンドとの間で業務委託契約を締結し、契約者の窓口対応などの営業業務を被告ハヤシファンドから受託し、同年5月以降、エンジェルファンド及びハヤシファンドの契約者に対する窓口業務や契約希望者に対するパンフレットの送付などを行うようになつた。

エ 一方、被告トップゲインは、同年6月1日、被告ハヤシファンドに対し、トップファンドの出資金の運用を委託するとの契約を締結し、同日以降、被告ハヤシファンドがトップファンドの出資金の運用を行うようになった。

オ 本件匿名組合契約による出資金は、遅くとも平成20年頃以降は、そのほとんどが志波らに対する無担保の貸付けによって運用されており、それ以外の運用の予定もなかったが、被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、原告らに対し、本件匿名組合契約締結の勧誘に当たり、出資金の運用について、「ファンド・オブ・ファンズ」という運用方法を採用すると記載したパンフレットなどを送付して、その運用方法を説明していた。

カ 原告らは、本件匿名組合契約の出資金の運用方法が「ファンド・オブ・ファンズ」によるものであると誤信して、別紙出入金一覧表の出入金名目欄記載の匿名組合契約を締結し、その出資金として、年月日欄記載の頃に、入金（支払）額欄記載の金員を、それぞれ被告ハヤシファンド又は同トップゲインに支払った（ただし、原告[]がトップファンドの出資金として100万円を支払ったのは、平成21年7月27日である。）。

キ 被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、原告らに対し、別紙出入金一覧表の年月日欄記載の頃に、返金額欄記載の金員を支払ったが、上記金員以外に本件匿名組合契約の配当金又は償還金が支払われた事実はなく、今後これが支払われる見込みもない。

(2) 不法行為の成否

ア 上記認定事実によれば、被告ハヤシファンドと同トップゲインは、それぞれ役割を分担しつつ、共同して、本件匿名組合契約の募集、勧誘及び営業を行っていたこと（ただし、平成21年4月までに契約が締結されたエンジェルファンド及びハヤシファンドは、被告ハヤシファンドだけでその募集、勧誘及び営業を行っていた。）、被告ハヤシファンド及び同トップゲ

インは、本件匿名組合契約締結の勧誘に当たり、出資金の運用方法について故意に虚偽の説明をしたこと、原告らは、そのような虚偽の説明を真実であると誤信して本件匿名組合契約を締結したことが認められる。

そして、匿名組合契約は、営業者が出資金を運用して、その利益を分配することを目的とするものであり、営業者が出資金をいかなる方法で運用するかは、同契約を締結するか否かを決定するに当たって極めて重要な事柄というべきであるから、本件匿名組合契約締結の勧誘に当たり、この点について故意に虚偽の説明をし、その旨誤信させて契約を締結させ、出資金として金員を交付させる行為は、不法行為を構成するというべきであり、被告ハヤシファンドと同トップゲインは、役割を分担しつつこれを共同して行ったものであるから、共同不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

そして、前記認定事実のとおり、被告林は、被告ハヤシファンドを設立し、その全株式を有する株主であったこと、被告林が被告トップゲインの全株式取得後にトップファンドの勧誘が開始されるとともに被告ハヤシファンドとの協同関係が始まっていることからすると、被告ハヤシファンド及び同トップゲインの上記共同不法行為を主導したのが被告林であることは明らかであり、被告林も、共同不法行為に基づく損害賠償義務を負うというべきである。

イ これに対し、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林は、出資金を貸付けによって運用することも「ファンド・オブ・ファンズ」に含まれるから、虚偽の説明をしたものではないと主張する。

しかし、一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、不動産、株式、債券などへの投資信託を投資対象とする投資信託である理解されていることは公知の事実であるし、前記のとおり、本件匿名組合契約による出資金は、ほとんどが志波らに対する無担保の貸付けによって運用されており、それ以外の運用の予定もなかったのに対し、被告ハヤシファンド及び同トップ

ゲインが配布していたパンフレット（甲1から3まで、8、12、13、20、乙A1）には、運用方法として貸付けは例示されていないのであって、被告ハヤシファンド及び同トップゲインが出資金の運用方法について虚偽の説明をしたことは明らかである。

したがって、上記被告らの主張は採用することができない。

なお、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林は、上記説明は「ファンド・オブ・ファンズ」に貸付けが含まれるとの誤解に基づくものであって、意図的なものではないと主張するが、一般的に理解されている「ファンド・オブ・ファンズ」の意味は前記のとおりであるし、実際の運用内容及びその予定とパンフレットの内容が明らかに異なることに照らせば、上記説明が意図的なものでないと考え難い。

次に、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林は、「ファンド・オブ・ファンズ」の内容が貸付けであると説明していたとしても、原告らが出資しなかったとは限らないと主張する。

しかし、前記のとおり、出資金の運用方法は、本件匿名組合契約を締結するか否かを判断するに当たって極めて重要な事柄であり、出資金の運用方法が主に貸付けによるものであると説明されていれば、原告らは出資しなかったと認められ、上記被告らの主張は採用することができない。

(3) 損害額

ア 前記(1)の認定によれば、原告らは、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林の共同不法行為により、本件匿名組合契約を締結させられ、別紙損益相殺一覧表の入金（支払）額欄記載のとおりの金員を支出し、同額の損害を被ったことが認められる。

イ 他方、証拠（乙A60から108まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告らは、被告ハヤシファンド及び同トップゲインから、原告らの出資に対する配当金又は償還金として、別紙損益相殺一覧表の返金額欄記載の金員

を受領したものと認められる。したがって、原告らは、同被告らの共同不法行為を原因として上記金員の受領という利益を得たものであるから、同受領額を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として、損害から控除すべきである。

そうすると、原告らの被った損害の額は、別紙損益相殺一覧表の差額（入金額一返金額）欄記載の金額となる。

また、本件訴訟の弁護士費用は、別紙認容額一覧表の弁護士費用欄記載のとおりの金額が相当である。

以上より、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林は、連帶して、別紙認容額一覧表の認容額欄記載の額の損害賠償義務を負う。

ウ これに対し、原告らは、被告ハヤシファンド、同トップゲイン及び同林の行為が反倫理的行為であるから、損益相殺ないし損益相殺的な調整はすべきでないと主張する。

しかし、被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、本件匿名組合契約による出資金を全く運用していないにもかかわらず、あたかもこれを運用しているかのように仮装したとか、その仮装のために原告らに配当を行っていたといった事情までは認められず、かえって、証拠（乙A7から33まで、35から46まで、54、55、乙E1、4、5、11）及び弁論の全趣旨によれば、被告ハヤシファンド及び同トップゲインは、本件匿名組合契約による出資金によって主に志波らに対する貸付けを行って、その利息を回収し、原告らに配当していたことがうかがわれることからすると、同被告らの行為が社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為であるとまではいえず、上記配当金ないし償還金の支払が不法原因給付に該当するとはいえない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

2 被告杉浦に対する請求について

(1) 不法行為の成否

原告らは、平成21年5月頃から同年7月21日まで、被告杉浦が被告トップゲインの取締役として同被告に上記1(2)のような不法行為を行わせたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

原告らは、被告トップゲイン代表取締役との肩書を付した被告杉浦作成名義の顧客宛ての同年5月7日付け及び同月15日付け書面（甲10, 11）が存在するから、被告杉浦が被告トップゲインに違法行為を行わせていたはずであると主張する。

しかし、被告杉浦が上記書面を作成し、又は作成を了解していたことを認めるに足りる証拠はない。かえって、後記(2)に認定のとおり、平成21年3月頃以降、被告杉浦は被告トップゲインの経営には関与しておらず、同被告の経営は専ら被告林が行っていたことが認められることからすると、被告杉浦は、被告トップゲインが不法行為を行っていること自体を知らなかつたことがうかがわれる。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 会社法429条1項の責任の有無

前提となる事実、証拠（乙D1, 2, 乙E10, 11、被告林本人、被告杉浦本人、被告黒木本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告杉浦は、平成16年4月21日から平成21年7月21日まで、被告トップゲインの代表取締役であったこと、同年2月か3月頃、被告トップゲインの株式をすべて被告林に譲渡した後も、被告林の要請を受けて、被告トップゲインの業務を行う意思はないのに、代表取締役の地位にとどまった上、被告トップゲインの業務を一切行わず、被告林にその経営をすべて任せていたことが認められる。

以上の事実に照らせば、被告杉浦には、その職務を行うについて重大な過失があったというべきであるから、同被告は、取締役在任中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を

負う。

これに対し、被告杉浦は、被告林から、被告トップゲインの経営に一切関与しなくてよいと言われていたから、被告杉浦がその職務を行うについて重大な過失があるとはいえないと主張する。しかし、代表取締役の職務を行う意思もないのに、その地位にとどまったく上、その後の経営を漫然と被告林に任せ、被告林による業務執行に何ら意を用いることなく、その不正行為を看過するに至った以上、被告杉浦には、その職務を行うについて重大な過失があったというべきである。

次に、被告杉浦本人は、平成21年5月下旬頃、代表取締役の辞任を申し出て了承されたから、それ以降に発生した損害については責任がない旨述べる。しかし、同被告の供述によても、辞任したい旨を伝えた相手は植松という被告トップゲインの従業員の一人にすぎなかった上、伝えた内容は、手続的に可能な範囲で一番早い時期に辞任したいというものであったところ、退任登記がされたのは平成21年7月21日であるから(乙F1)、それまでには被告トップゲインの代表取締役であったといえども、平成21年5月下旬頃に辞任したとはいえない。以上のとおり、被告杉浦が平成21年5月下旬頃に代表取締役を辞任したとはいえないから、それ以降に発生した損害についてその責任を免れる理由はない。

もっとも、原告[]は、平成21年4月13日に本件匿名組合契約(トップファンド)を締結したと主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、かえって、上記認定事実のとおり、同原告が契約を締結したのは、同年7月27日であると認められるから、その前(同月21日)に取締役を退任した被告杉浦は、同原告に対し、会社法429条1項の責任を負わない。

(3) 原告らの損害

ア　原告らは、上記1(3)ア、イ説示のとおり、別紙認容額一覧表の認容額欄記載の金額の損害を被ったものと認められる。

イ なお、被告杉浦は、被告ハヤシファンド及び同トップゲインが原告らに支払った金員は、すべて被告杉浦が被告トップゲインの取締役在任中にされた出資に対する配当金又は償還金であるから、別紙出入金一覧表の返金額全額を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除すべきであると主張する。しかし、別紙損益相殺一覧表の返金額欄記載の金額を超えて被告杉浦の取締役在任中にされた出資に対する返金があったことを認めるに足りる証拠はない。かえって、証拠（乙A69, 74, 83, 91, 102, 106, 108）及び弁論の全趣旨によれば、別紙出入金一覧表記載の返金額の中には、被告ハヤシファンドが単独でエンジェルファンド及びハヤシファンドの勧誘等を行っていた平成21年4月までにされた出資に対する配当金又は償還金や、取締役を辞任した後にされた出資に対する配当金又は償還金が含まれていることがうかがわれる。したがって、別紙出入金一覧表の返金額全額を被告杉浦との関係で損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできない。

3 被告宮本に対する請求について

(1) 不法行為の成否

原告らは、被告宮本が被告ハヤシファンドの勧誘を統括する従業員又は被告トップゲインの取締役として、被告ハヤシファンド又は同トップゲインとともに、上記違法な勧誘を行ったから不法行為責任を負うと主張するが、被告宮本が勧誘を統括していたことを認めるに足りる証拠はないし、被告宮本が被告トップゲインの取締役として原告らを勧説したと認めるに足りる証拠もない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 会社法429条1項の責任の有無

前提となる事実及び証拠（被告宮本人、被告黒木本人）によれば、被告宮本は、平成21年4月13日から被告トップゲインの取締役（同年7月21日からは代表取締役）となったが、被告林にその経営を任せ、被告トップ

ゲインの違法行為を是正しようとしなかったことが認められる。したがって、被告宮本には、その職務を行うについて重大な過失があったといえるから、同被告は、取締役在任中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

これに対し、被告宮本は、被告林が唯一の株主としてすべてを決定していたから、同被告の判断を是正し、監視し、阻止することはできなかつたと主張する。しかし、被告宮本が、被告林に対し、被告トップゲインの違法行為を指摘してその是正を促したり、被告林に対する対応について他の取締役と協議したと認めるに足りる証拠はないから、重大な過失があつたことは明らかであつて、被告宮本の上記主張は採用することができない。

(3) 原告らの損害額

原告らは、上記1(3)ア、イ説示のとおり、別紙認容額一覧表の認容額欄記載の金額の損害を被つたものと認められる。

4 被告黒木に対する請求について

(1) 不法行為の成否

原告らは、被告黒木が違法な勧誘を自ら行い、又はこれを部下に指示して行わせたから、不法行為が成立すると主張するが、被告黒木が違法な勧誘を自ら行い、又はこれを部下に指示して行わせたことを認めるに足りる証拠はない。

したがつて、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 会社法429条1項の責任の有無

証拠（乙F8、被告黒木本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告杉浦が被告トップゲインの株式を被告林にすべて譲渡した平成21年2月か3月以降も被告黒木は被告林の要請を受け、被告トップゲインの取締役としての業務を行う意思はないのに、取締役の地位にとどまったく上、被告トップゲインの業務を一切行わず、被告林に経営を任せていたことが認められる。以上の事

実に照らせば、被告黒木は、その職務を行うについて重大な過失があったといえるから、同被告は、取締役在任中に本件匿名組合契約を締結した原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

これに対し、被告黒木は、被告杉浦から被告林への株式譲渡に伴う被告トップゲインの体制の変更手続に協力することだけを職務とする非常勤取締役にすぎなかったから、被告黒木が被告トップゲインの違法行為を知り、これを監視し、阻止することができる状況ではなかったと主張する。しかし、被告黒木が、被告林に対し、被告トップゲインの違法行為を指摘してその是正を促したり、被告林に対する対応について他の取締役と協議したと認めるに足りる証拠はないから、重大な過失があったことは明らかであって、被告黒木の上記主張は採用することができない。

(3) 原告らの損害

原告らは、上記1(3)ア、イ説示のとおり、別紙認容額一覧表の認容額欄記載の損害を被ったものと認められる。

第4 結論

よって、原告らの請求は主文掲記の限度で理由があり（なお、被告らの責任は、不真正連帶の関係にある。），その余は理由がない。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 村 正 敏

裁判官 三 村 憲 吾

裁判官 林 優香子

当 事 者 目 錄 (原 告)

当事者目録（原告ら訴訟代理人）

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階
あおい法律事務所（送達場所）
電話 03-3501-3600
FAX 03-3501-3601
原告ら訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2 第2麹町ビル2階
リンク総合法律事務所
同 弁護士 山口貴士

〒104-0061 東京都中央区銀座2-5-7 GM2ビル6階
西銀座法律事務所
同 弁護士 島幸明

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階
あおい法律事務所
同 弁護士 太田賢志
同 弁護士 佐藤顯子
同 弁護士 五反章裕

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2 第2麹町ビル2階
リンク総合法律事務所
同 弁護士 中森麻由子

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階
あおい法律事務所
同 復代理人弁護士 浅井淳子

当事者目録（被告ら及び同訴訟代理人）

東京都中央区日本橋茅場町2丁目5番5号

被 告 株式会社ハヤシファンドマネジメント
(以下「被告ハヤシファンド」という。)

同代表者代表取締役 中 山 [REDACTED]

同所

被 告 トップゲイン株式会社
(以下「被告トップゲイン」という。)

同代表者代表取締役 中 山 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 林 [REDACTED]
(以下「被告林」という。)

東京都 [REDACTED]

被 告 杉 浦 [REDACTED]
(以下「被告杉浦」という。)

同訴訟代理人弁護士 後 藤 勝 也

同 増 澄 勇 一 郎

同 濱 本 健 一

大阪市 [REDACTED]

被 告 宮 本 [REDACTED]
(以下「被告宮本」という。)

同訴訟代理人弁護士 堀 光 廣

同訴訟復代理人弁護士 岸 田 洋 一

東京都 [REDACTED]

被 告 黒 木 [REDACTED]
(以下「被告黒木」という。)

原告番号	原 告	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)	弁護士費用	認容額
1		(1) ハヤシファンド, 林	3,000,000	532,390	2,467,610	246,000	2,713,610
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	2,000,000	282,927	1,717,073	171,000	1,888,073
2		ハヤシファンド, 林	2,400,000	550,712	1,849,288	184,000	2,033,288
3		ハヤシファンド, 林	200,000	49,893	150,107	15,000	165,107
4		(1) ハヤシファンド, 林	2,200,000	140,819	2,059,181	205,000	2,264,181
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	2,000,000	90,926	1,909,074	190,000	2,099,074
5		(1) ハヤシファンド, 林	7,000,000	2,518,878	4,481,122	448,000	4,929,122
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	2,000,000	122,537	1,877,463	187,000	2,064,463
6		(1) ハヤシファンド, 林	4,400,000	552,039	3,847,961	384,000	4,231,961
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	3,400,000	322,576	3,077,424	307,000	3,384,424
7		ハヤシファンド, 林	2,000,000	498,927	1,501,073	150,000	1,651,073
8		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,200,000	141,756	1,058,244	105,000	1,163,244
9		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,200,000	783,797	4,416,203	441,000	4,857,203
10		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	25,000,000	2,900,121	22,099,879	2,209,000	24,308,879
		(2) 杉浦	5,000,000	867,317	4,132,683	413,000	4,545,683
11		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	3,000,000	520,390	2,479,610	247,000	2,726,610
12		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	10,000,000	966,633	9,033,367	903,000	9,936,367
13		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	184,390	2,815,610	281,000	3,096,610
14		ハヤシファンド, 林	400,000	99,785	300,215	30,000	330,215
15		(1) ハヤシファンド, 林	800,000	161,171	638,829	63,000	701,829
		(2) トップゲイン, 杉浦, 宮本, 黒木	400,000	69,386	330,614	33,000	363,614
16		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	106,927	1,893,073	189,000	2,082,073
17		(1) ハヤシファンド, 林	2,600,000	285,405	2,314,595	231,000	2,545,595
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	2,000,000	135,727	1,864,273	186,000	2,050,273
18		ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,463	770,537	77,000	847,537
19		(1) ハヤシファンド, 林	1,000,000	122,263	877,737	87,000	964,737
		(2) トップゲイン, 宮本, 黒木	800,000	76,370	723,630	72,000	795,630

認容額一覧表

原告番号	原 告	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)	弁護士費用	認容額
20	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	4,000,000	794,860	3,205,140	320,000	3,525,140
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,000,000	241,030	1,758,970	175,000	1,933,970
21	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	11,000,000	2,111,297	8,888,703	888,000	9,776,703
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	3,000,000	155,590	2,844,410	284,000	3,128,410
22	[REDACTED]	ハヤシファンド、林、宮本	200,000	45,893	154,107	15,000	169,107
23	[REDACTED]	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	600,000	17,678	582,322	58,000	640,322
24	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,700,000	507,141	5,192,859	519,000	5,711,859
		(2) 杉浦	2,000,000	314,927	1,685,073	168,000	1,853,073
25	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	20,000,000	2,994,994	17,005,006	1,700,000	18,705,006
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	13,000,000	1,119,024	11,880,976	1,188,000	13,068,976
26	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	8,000,000	1,375,707	6,624,293	662,000	7,286,293
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	4,000,000	437,854	3,562,146	356,000	3,918,146
27	[REDACTED]	ハヤシファンド、林	3,000,000	688,390	2,311,610	231,000	2,542,610
28	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	3,000,000	352,390	2,647,610	264,000	2,911,610
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,000,000	122,926	1,877,074	187,000	2,064,074
29	[REDACTED]	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	27,785	372,215	37,000	409,215
30	[REDACTED]	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	109,463	890,537	89,000	979,537
31	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	2,000,000	290,927	1,709,073	170,000	1,879,073
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	1,000,000	61,463	938,537	93,000	1,031,537
32	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	53,000,000	15,484,097	37,515,903	3,751,000	41,266,903
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	18,000,000	2,256,486	15,743,514	1,574,000	17,317,514
		(3) 杉浦	10,000,000	1,397,442	8,602,558	860,000	9,462,558
33	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	10,000,000	1,178,633	8,821,367	882,000	9,703,367
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	8,000,000	699,707	7,300,293	730,000	8,030,293
34	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	10,000,000	1,178,633	8,821,367	882,000	9,703,367
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	8,000,000	699,707	7,300,293	730,000	8,030,293
35	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド、林	4,000,000	601,853	3,398,147	339,000	3,737,147
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,000,000	122,927	1,877,073	187,000	2,064,073

認容額一覧表

原告番号	原 告	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)	弁護士費用	認容額
36		(1) ハヤシファンド、林	7,400,000	2,679,464	4,720,536	472,000	5,192,536
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,400,000	624,053	1,775,947	177,000	1,952,947
37		(1) ハヤシファンド、林	6,100,000	597,326	5,502,674	550,000	6,052,674
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	5,500,000	459,648	5,040,352	504,000	5,544,352
38		ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	61,463	938,537	93,000	1,031,537
39		(1) ハヤシファンド、林	5,000,000	523,317	4,476,683	447,000	4,923,683
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	4,000,000	293,854	3,706,146	370,000	4,076,146
40		(1) ハヤシファンド、林	12,000,000	1,209,560	10,790,440	1,079,000	11,869,440
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	10,000,000	750,633	9,249,367	924,000	10,173,367
41		ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	218,927	1,781,073	178,000	1,959,073
42		ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	11,785	388,215	38,000	426,215
43		(1) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	10,000,000	1,792,683	8,207,317	820,000	9,027,317
		(2) 杉浦	5,000,000	1,146,342	3,853,658	385,000	4,238,658
44		ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,400,000	86,049	1,313,951	131,000	1,444,951
45		(1) ハヤシファンド、林	5,000,000	843,317	4,156,683	415,000	4,571,683
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,000,000	154,927	1,845,073	184,000	2,029,073
46		(1) ハヤシファンド、林	3,000,000	568,390	2,431,610	243,000	2,674,610
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	1,000,000	109,463	890,537	89,000	979,537
47		(1) ハヤシファンド、林	22,000,000	4,786,930	17,213,070	1,721,000	18,934,070
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	17,000,000	2,638,900	14,361,100	1,436,000	15,797,100
		(3) 杉浦	4,000,000	800,616	3,199,384	319,000	3,518,384
48		(1) ハヤシファンド、林	6,000,000	1,676,234	4,323,766	432,000	4,755,766
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	2,000,000	398,744	1,601,256	160,000	1,761,256
49		(1) ハヤシファンド、林	11,000,000	2,032,097	8,967,903	896,000	9,863,903
		(2) トップゲイン、宮本、黒木	5,000,000	595,317	4,404,683	440,000	4,844,683
		(3) 杉浦	2,000,000	328,128	1,671,872	167,000	1,838,872

原告番号	原告	被 告	請求額		
			実損額	弁護士費用	合計額
1		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
2		ハヤシファンド, 林, 宮本	2,400,000	240,000	2,640,000
3		ハヤシファンド, 林, 宮本	200,000	20,000	220,000
4		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	200,000	20,000	220,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
5		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
6		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,400,000	140,000	1,540,000
7		ハヤシファンド, 林, 宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
8		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	200,000	20,000	220,000
9		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	200,000	20,000	220,000
10		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
11		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
12		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
13		ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
14		ハヤシファンド, 林, 宮本	400,000	40,000	440,000
15		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	400,000	40,000	440,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
16		(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
17		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	600,000	60,000	660,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,600,000	160,000	1,760,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
18		ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
19		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	200,000	20,000	220,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000

原告番号	原 告	被 告	請 求 額		
			実損額	弁護士費用	合計額
20	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	600,000	60,000	660,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	400,000	40,000	440,000
		(3) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	600,000	60,000	660,000
		(6) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
21	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	6,000,000	600,000	6,600,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	200,000	20,000	220,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	800,000	80,000	880,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
22	[REDACTED]	ハヤシファンド, 林, 宮本	200,000	20,000	220,000
23	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	600,000	60,000	660,000
24	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	500,000	50,000	550,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,200,000	120,000	1,320,000
25	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド, 林, 宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(6) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(7) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(8) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
26	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	3,000,000	300,000	3,300,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
27	[REDACTED]	ハヤシファンド, 林, 宮本	3,000,000	300,000	3,300,000
28	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
29	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
30	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
31	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(3) ハヤシファンド, 林, 宮本	10,000,000	1,000,000	11,000,000

原告番号	原 告	被 告	請 求 額		
			実損額	弁護士費用	合計額
32		(4) ハヤシファンド、林、宮本	10,000,000	1,000,000	11,000,000
		(5) ハヤシファンド、林、宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(6) ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(7) ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(8) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	4,000,000	400,000	4,400,000
		(9) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(10) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
33		(1) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(5) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(6) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
34		(1) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(5) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(6) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
35		(1) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
36		(1) ハヤシファンド、林、宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	40,000	440,000
37		(1) ハヤシファンド、林、宮本	600,000	60,000	660,000
		(2) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,800,000	180,000	1,980,000
		(4) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	100,000	10,000	110,000
		(5) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(6) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	600,000	60,000	660,000
38	[REDACTED]	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
39		(1) ハヤシファンド、林、宮本	1,000,000	100,000	1,100,000
		(2) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
40		(1) ハヤシファンド、林、宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
		(2) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	300,000	3,300,000
		(3) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,500,000	350,000	3,850,000
		(4) ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,500,000	350,000	3,850,000

原告番号	原 告	被 告	請 求 額		
			実損額	弁護士費用	合計額
41	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
42	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	40,000	440,000
43	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	500,000	5,500,000
44	[REDACTED]	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,400,000	140,000	1,540,000
45	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	3,000,000	300,000	3,300,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
46	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
47	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	5,000,000	500,000	5,500,000
		(2) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(6) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(7) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(8) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(9) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(10) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
		(11) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000
48	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	2,000,000	200,000	2,200,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
49	[REDACTED]	(1) ハヤシファンド, 林, 宮本	3,000,000	300,000	3,300,000
		(2) ハヤシファンド, 林, 宮本	3,000,000	300,000	3,300,000
		(3) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(4) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	200,000	2,200,000
		(5) ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	100,000	1,100,000

出入金一覧表

原告番号

氏名

1

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備考
平成21年4月24日	1,000,000		エンジェル59号の出資金	
平成21年5月10日		20,000	配当金	
平成21年6月10日		20,000	"	
平成21年7月10日		20,000	"	
平成21年8月10日		20,000	"	
平成21年8月24日	2,000,000		トップ24国債組入ファンドの出資金	
平成21年9月10日		20,000	配当金	
平成21年9月10日		32,000	"	
平成21年10月13日		20,000	"	
平成21年10月13日		32,000	"	
平成21年11月10日		20,000	"	
平成21年11月10日		32,000	"	
平成21年12月10日		20,000	"	
平成21年12月10日		32,000	"	
平成22年1月12日		20,000	"	
平成22年1月12日		32,000	"	
平成22年2月10日		20,000	"	
平成22年2月10日		32,000	"	
平成22年3月10日		20,000	"	
平成22年3月10日		32,000	"	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成22年4月8日		5,000	償還金	
平成22年4月8日		10,000	"	
平成22年4月19日		2,000	"	
平成22年4月19日		4,000	"	
平成22年5月20日		12,000	"	
平成22年5月20日		24,000	"	
平成22年8月24日		9,200	"	
平成22年8月24日		18,400	"	
平成22年12月24日		3,790	"	
合 計	3,000,000円	532,390円		

* 以下、出入金一覧表は省略します。

原告番号	原告	ファンド名	被告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)
1	[REDACTED]	エンジェル59号	ハヤシファンド、林	1,000,000	249,463	750,537
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	282,927	1,717,073
2	[REDACTED]	エンジェル58号	ハヤシファンド、林	2,400,000	550,712	1,849,288
3	[REDACTED]	エンジェル50号	ハヤシファンド、林	200,000	49,893	150,107
		エンジェル51号	ハヤシファンド、林	200,000	49,893	150,107
4	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド7号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	90,926	1,909,074
		エンジェル46号	ハヤシファンド、林	5,000,000	2,396,341	2,603,659
5	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	122,537	1,877,463
		エンジェル57号	ハヤシファンド、林	1,000,000	229,463	770,537
		エンジェル58号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	129,464	870,536
6	[REDACTED]	エンジェル58号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	129,463	870,537
		ハヤシ24ファンド7号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,400,000	63,649	1,336,351
7	[REDACTED]	エンジェル50号	ハヤシファンド、林	2,000,000	498,927	1,501,073
		エンジェル52号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	129,463	870,537
8	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド5号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	200,000	12,293	187,707
		ハヤシ30ファンド1号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	771,536	4,228,464
9	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド6号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	200,000	12,261	187,739
		ハヤシ24ファンド2号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	5,000,000	867,317	4,132,683
		ハヤシ30ファンド1号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	896,585	4,103,415
10	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド2号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	467,317	4,532,683
		ハヤシ30ファンド1号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	521,585	4,478,415
		ハヤシ24ファンド2号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	147,317	4,852,683
11	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド2号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	3,000,000	520,390	2,479,610
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	5,000,000	627,317	4,372,683
12	[REDACTED]	トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	280,390	2,719,610
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	58,926	1,941,074
13	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	3,000,000	184,390	2,815,610
14	[REDACTED]	エンジェル48号	ハヤシファンド、林	400,000	99,785	300,215

原告番号	原告	ファンド名	被告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)
15	[REDACTED]	エンジェル59号	ハヤシファンド、林	400,000	91,785	308,215
		ハヤシ24ファンド1号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	400,000	69,386	330,614
16	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド6号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	61,463	938,537
		ハヤシ24ファンド6号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	45,464	954,536
17	[REDACTED]	エンジェル50号	ハヤシファンド、林	600,000	149,678	450,322
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,600,000	123,942	1,476,058
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	11,785	388,215
18	[REDACTED]	エンジェル57号	ハヤシファンド、林	1,000,000	229,463	770,537
		エンジェル56号	ハヤシファンド、林	200,000	45,893	154,107
19	[REDACTED]	エンジェル59号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	51,785	348,215
		ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	24,585	375,415
20	[REDACTED]	エンジェル47号	ハヤシファンド、林	600,000	180,549	419,451
		エンジェル51号	ハヤシファンド、林	400,000	112,366	287,634
		エンジェル56号	ハヤシファンド、林	1,000,000	260,915	739,085
		エンジェル60号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,000,000	160,915	839,085
		ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	600,000	55,749	544,251
		ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	400,000	24,366	375,634
21	[REDACTED]	エンジェル52号	ハヤシファンド、林	6,000,000	1,496,780	4,503,220
		エンジェル59号	ハヤシファンド、林	2,000,000	458,927	1,541,073
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	200,000	15,492	184,508
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	800,000	49,171	750,829
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	90,927	1,909,073
22	[REDACTED]	エンジェル58号	ハヤシファンド、林、宮本	200,000	45,893	154,107
23	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド8号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	600,000	17,678	582,322
24	[REDACTED]	トップ24ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、杉浦、宮本、黒木	2,000,000	314,927	1,685,073
		トップ24ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	500,000	46,731	453,269
		トップ24ファンド	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	2,000,000	90,927	1,909,073
		ハヤシ24ファンド8号	ハヤシファンド、トップゲイン、林、宮本、黒木	1,200,000	54,556	1,145,444

原告 番号	原 告	ファンド名	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)
25	[REDACTED]	エンジェル44号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	479,190	520,810
		エンジェル48号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	249,463	750,537
		エンジェル53号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	1,147,317	3,852,683
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	250,927	1,749,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	328,390	2,671,610
26	[REDACTED]	トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	280,390	2,719,610
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,927	1,877,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	136,390	2,863,610
		エンジェル48号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	249,463	750,537
		エンジェル53号	ハヤシファンド, 林	3,000,000	688,390	2,311,610
27	[REDACTED]	トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	250,927	1,749,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	186,927	1,813,073
28	[REDACTED]	エンジェル53号	ハヤシファンド, 林	3,000,000	688,390	2,311,610
		エンジェル59号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,464	770,536
29	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド5号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,926	1,877,074
30	[REDACTED]	エンジェル50号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	27,785	372,215
31	[REDACTED]	トップ20ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	109,463	890,537
32	[REDACTED]	エンジェル55号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,464	770,536
		ハヤシ24ファンド5号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	61,463	938,537
		エンジェル46号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	2,396,802	2,603,198
		エンジェル46号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	2,396,802	2,603,198
		エンジェル46号	ハヤシファンド, 林	10,000,000	4,793,602	5,206,398
		エンジェル50号	ハヤシファンド, 林	10,000,000	2,493,603	7,506,397
		エンジェル55号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	1,146,802	3,853,198
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	5,000,000	698,721	4,301,279
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	5,000,000	698,721	4,301,279
		トップ国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	4,000,000	501,441	3,498,559
		ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,721	1,877,279
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黑木	2,000,000	234,882	1,765,118

原告 番号	原 告	ファンド名	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)
33	[REDACTED]	エンジェル48号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	249,463	750,537
		エンジェル54号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,463	770,537
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	250,927	1,749,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	280,390	2,719,610
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,927	1,877,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	45,463	954,537
34	[REDACTED]	エンジェル48号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	249,463	750,537
		エンジェル54号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,463	770,537
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	250,927	1,749,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	280,390	2,719,610
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,927	1,877,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	45,463	954,537
35	[REDACTED]	エンジェル48号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	249,463	750,537
		エンジェル54号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,463	770,537
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	122,927	1,877,073
36	[REDACTED]	エンジェル46号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	2,055,411	2,944,589
		エンジェル60号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	542,711	1,457,289
		ハヤシ24ファンド6号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	81,342	318,658
37	[REDACTED]	エンジェル55号	ハヤシファンド, 林	600,000	137,678	462,322
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	250,927	1,749,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,800,000	139,434	1,660,566
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	100,000	6,146	93,854
		ハヤシ24ファンド8号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	39,463	960,537
		ハヤシ24ファンド8号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	600,000	23,678	576,322
38	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	61,463	938,537
39	[REDACTED]	エンジェル58号	ハヤシファンド, 林	1,000,000	229,463	770,537
		トップ20ファンド	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	109,463	890,537
		ハヤシ24ファンド6号	ハヤシファンド, トップブゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	184,391	2,815,609

原告番号	原 告	ファンド名	被 告	入金(支払)額	返金額	差額 (入金額-返金額)
40		エンジェル59号	ハヤシファンド, 林	2,000,000	458,927	1,541,073
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,000,000	376,389	2,623,611
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,500,000	271,122	3,228,878
		トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	3,500,000	103,122	3,396,878
41	[REDACTED]	トップ24国債組込ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	218,927	1,781,073
42	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド8号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	400,000	11,785	388,215
43		ハヤシ30ファンド1号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	5,000,000	1,146,342	3,853,658
		ハヤシ30ファンド1号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	5,000,000	646,341	4,353,659
44	[REDACTED]	ハヤシ24ファンド4号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,400,000	86,049	1,313,951
45		エンジェル59号	ハヤシファンド, 林	3,000,000	688,390	2,311,610
		ハヤシ24ファンド3号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	154,927	1,845,073
46		エンジェル57号	ハヤシファンド, 林	2,000,000	458,927	1,541,073
		トップ20ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	109,463	890,537
47		エンジェル53号	ハヤシファンド, 林	5,000,000	2,148,030	2,851,970
		ハヤシ24ファンド2号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	346,812	1,653,188
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	453,804	1,546,196
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	389,802	1,610,198
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	357,802	1,642,198
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	325,802	1,674,198
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	146,902	853,098
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	261,802	1,738,198
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	229,801	1,770,199
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	98,901	901,099
48		エンジェル47号	ハヤシファンド, 林	2,000,000	678,745	1,321,255
		エンジェル55号	ハヤシファンド, 林	2,000,000	598,745	1,401,255
		エンジェル60号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	398,744	1,601,256
		エンジェル52号	ハヤシファンド, 林	3,000,000	748,390	2,251,610
49		エンジェル59号	ハヤシファンド, 林	3,000,000	688,390	2,311,610
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 杉浦, 宮本, 黒木	2,000,000	328,128	1,671,872
		エンジェル49号	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	2,000,000	247,127	1,752,873
		トップ24ファンド	ハヤシファンド, トップゲイン, 林, 宮本, 黒木	1,000,000	20,062	979,938

これは正本である。

平成25年1月24日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 星野彰